

三重県観光振興条例（仮称）の骨子案

平成 23 年 1 月 25 日

前文

私たちの郷土三重県は、豊かな自然に恵まれ、人が暮らすのに理想的な地域として、古くから「美^{うま}し国」と呼ばれてきた。また、悠久の歴史を有し、伊勢参り、世界遺産に登録された熊野古道を辿った熊野詣等、全国の人々が行き交い古代から交流を重ね、もてなしの心を今に伝えてきた。

観光は、先人から受け継いだ自然、歴史、文化等を大切に守りながら、地域の持ち味と個性を磨き上げていくことにより、地域への自信と誇りを深め、郷土愛を育むことのできる地域社会の実現に寄与するものである。また、観光は、多様な産業と関連するすそ野の広い産業であることから、その波及効果は広範囲にわたり、地域における雇用を創出し、地域経済をより力強いものとするこへの期待も大きい。

しかしながら、観光を取り巻く環境は、全国各地の観光地間競争が激しくなる等、一段と厳しさを増している。人々を魅了する観光の目的地として、本県がこれからも選ばれ続けるためには、観光の振興に関する取組が県民生活を向上させる上で重要な役割を果たすとともに、本県の経済を牽引する産業として観光産業を大きく育て、及び確立させていくことが必要である。

このような考え方に立って、県、市町、県民、観光事業者及び観光関係団体が協働して、本県の観光の持続的な発展に向けて取り組むため、この条例を制定する。

総則

1 目的

この条例は、本県の観光の振興に関する基本理念を定め、並びに県の責務、県民の役割等を明らかにするとともに、観光の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民生活の向上及び本県の経済の発展に寄与することを目的とする。

2 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

観光資源 自然、歴史、伝統、文化、産業、人材その他観光の対象となる資源をいう。

観光事業者 観光旅行者を対象として事業を行う者その他観光に関する事業を行う者をいう。

観光関係団体 観光事業者で組織される団体その他観光に関する事業を行う団体をいう。

県民等 県民、観光事業者及び観光関係団体をいう。

観光行動 県民が、郷土の魅力の発見又は再認識を通じて、県民の郷土への誇りと愛着を醸成し、観光への関心及び理解を深めることにより、地域における観光の振興に関する取組に参画すること、又は県内での観光旅行を行うことをいう。

3 基本理念

本県の観光の振興は、地域における創意工夫を生かした主体的な取組を尊重しつつ、県、市町及び県民等がそれぞれの立場において協働し、次に掲げる事項が行われることにより、県民が郷土への誇りと愛着を持つことができる地域社会を実現し、及び観光産業を本県の経済の発展に重要な役割を担う産業としていくことを基本理念とする。

地域の特性及び観光資源の魅力を最大限に生かした県内外への情報発信が行われるとともに、観光旅行者の来訪の促進が図られること。

地域の観光資源を一層充実させ、かつ、その継承を図りつつ、観光旅行者の多様化する需要に応えることのできる観光地づくりが行われること。

地域の生活環境及び良好な景観の保全を図りつつ、観光旅行者が安心して快適に県内での観光ができるよう配慮されること。

観光の振興に関する役割等

4 県の責務

(1) 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、

に定める基本方針に基づき、観光の振興に関する施策を策定し、及びこれを総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

- (2) 県は、市町又は県民等が相互に連携して観光の振興に関する取組を行うことができるよう必要な調整及び支援を行うものとする。
-

5 市町との協働

- (1) 県は、市町に対し、県と協働して地域の特性に応じた観光の振興に関する施策を策定し、及び実施すること並びに県の施策に協力することを求めることができる。
- (2) 県は、市町が、地域において観光の振興に関する活動を行う県民等の取組を支援する重要な役割を担っていることにかんがみ、情報の提供、必要な助言その他の協力を行うものとする。
-

6 県民の役割

- (1) 県民は、基本理念にのっとり、観光旅行者に対する配慮並びに観光資源の維持及び保全に努めるものとする。
- (2) 県民は、観光への関心及び理解を深め、自らの観光行動に努めるものとする。
-

7 観光事業者の役割

- (1) 観光事業者は、基本理念にのっとり、自らが直接観光旅行者と接する機会を多く有し、観光の振興における中心的な立場にあることを認識し、観光旅行者から見て質の高い役務の提供に努めるものとする。
- (2) 観光事業者は、地域との関わりを深め、地域内の他の事業者又は団体との連携により地域社会への貢献及び地域経済の活性化に努めるものとする。
-

8 観光関係団体の役割

- (1) 観光関係団体は、基本理念にのっとり、観光情報の発信、観光旅行者の誘客、受入体制の整備その他観光の振興に関する事業に取り組むよう努めるものとする。
- (2) 観光関係団体は、他の観光関係団体との連携を図りながら、前号に掲げる事業を行うよう努めるものとする。

観光の振興に関する施策の基本方針

9 情報発信及び誘客の仕組みづくり

県は、市町及び県民等と協働して、次に掲げる基本方針に基づき、県内外からの誘客のための情報発信及び誘客の仕組みづくりに関する施策を講ずるものとする。

- 本県の観光資源の魅力を生かした情報発信に関する取組を促進すること
- 県内での長期の滞在につながる旅行及び観光旅行者の再来訪に関する取組を促進すること
- 海外の市場動向に応じた外国人観光旅行者の誘客に関する取組を促進すること
- 県内の各地域及び近隣府県との広域的な連携に関する取組を促進すること

10 観光の魅力づくり及び人づくり

県は、市町及び県民等と協働して、次に掲げる基本方針に基づき、地域の観光資源を活用した観光の魅力づくり及び人づくりに関する施策を講ずるものとする。

- 地域が主体的に行う魅力ある観光地づくりに関する取組を促進すること
- 観光地づくりを担う人材の育成に関する取組を促進すること
- 観光旅行者の需要の変化に応じた新たな観光旅行の分野への対応に関する取組を促進すること
- 県民の郷土への誇りと愛着の醸成及び観光行動に関する取組を促進すること

11 観光の基盤づくり

県は、市町及び県民等と協働して、次に掲げる基本方針に基づき、快適性及び利便性に優れた観光地の形成に向けた観光の基盤づくりに関する施策を講ずるものとする。

- 町並の整備と一体となった観光地の景観整備に関する取組を促進すること
- 観光旅行の安全及び安心の確保に関する取組を促進すること
- 観光旅行者の受入体制の充実に関する取組を促進すること
- 観光の振興に資する交通基盤の整備に関する取組を促進すること

観光の振興に関する施策の推進方策

1 2 基本計画

- (1) 知事は、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、観光の振興に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。
- (2) 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 観光の振興に関する基本的な方針
 - 観光の振興に関する主要な目標
 - 観光の振興に関し、県が総合的かつ計画的に推進する施策
 - 前3号に掲げるもののほか、観光の振興に関する必要な事項
- (3) 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、県民等の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。
- (4) 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- (5) 知事は、毎年1回、基本計画に基づく施策の実施状況について公表しなければならない。
- (6) 第3項及び第4項の規定は、基本計画の基本的な方針及び主要な目標の変更について準用する。
-

1 3 統計の整備

県は、観光の振興に関する施策を効果的に推進するため、観光に関する情報の収集、動向の調査及び分析等を行い、観光に関する統計の整備を図るものとする。

.....

1 4 推進体制の整備

県は、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な体制の整備を図るものとする。

.....

1 5 財政上の措置

県は、観光の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。